

Vol.8

2025.3

すてっぷ くじ 通信



すてっぷ中央は、中央区の「中核機関」として、成年後見制度をより多くの人に知ってもらうための広報活動や、制度に関する相談を受付けます。今回は成年後見制度に関する特集です♪

成年後見制度は、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方が、その人らしい生活を継続できるように、援助者(後見人等)を選び、本人の権利と財産を守る制度です。家庭裁判所に申立をし、後見人等が選ばれることで、ご本人への支援が始まります。

認知症や障害のある方について…

認知症の母が施設に入所することになり、まとまったお金が必要となった。本人名義の預金の引き出しや不動産の売却をしようと思うが、家族ではできないと言われてしまった。



本人は適切な金銭管理や契約手続きが難しい状況だが、支援する家族が遠方に住んでいて頻繁な支援が難しい。



相続をすることになったが、本人は障害があるため、遺産分割協議が難しい可能性がある。



成年後見制度を利用することで、後見人等が本人の代理人として財産管理や契約手続を行うことができます。



裏面では、良くある疑問点についてお答えします

裏面を
Check



よくあるご質問

父が認知症になったため、父の後見人等に娘の私がなりたいと思っています。希望どおり私が後見人等になれますか？

介護が必要な状態だけれど…。

後見人等に介護や、家事援助をお願いできますか？

入院や施設入所時に、保証人や身元引受人がいないと入所できないと言われました。後見人等は保証人や身元引受人になれますか？

死後のことが不安。制度を利用していれば、後見人等に死後のことをお願いできますか？

本人は自宅で安定した生活をしていますが最近少し判断能力の低下が見られるようになり、日常生活費の払戻しや、自宅に届く郵便物の管理が難しくなってきました。
すぐに成年後見制度を利用したほうがいいですか？

制度の利用を検討している方のご相談に応じます。お気軽にご相談ください！



『後見人等候補者』として家庭裁判所に申立することはできますが、最終的に家庭裁判所が後見人等を選びます。

※親族間でトラブルがある場合や専門職による支援が必要だと裁判所が判断した場合は、候補者が選ばれず、専門職が後見人等として選ばれることがあります。

介護や家事はできません。介護が必要な場合は、本人に代わって適切な福祉サービス事業者と契約を交わすことが後見人等の役割です。
※親族が後見人等の場合、親族の立場で介護や家事援助を行うことはあります。

本人の代理人として支援をする後見人等は、本人の保証人や身元引受人にはなれません。後見人等が本人に代わって費用をきちんと支払いすることを伝えることで、受け入れ可能な場合もあります（病院や施設によります。）

後見人等は、制度を利用するご本人が生きている間の支援を行います。本人が亡くなった後は、相続人に引き継ぎをすることになります。

※後見類型の場合のみ、家庭裁判所の許可を得て、火葬や埋葬に関する契約の締結や、公共料金の供給契約の解約が行えます。

日常生活の範囲で払戻しや手続きを支援する「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。成年後見制度と地域福祉権利擁護事業のどちらの支援がご本人に適しているのか、ご相談しながら決めることもできます。



お問い合わせ・ご相談先



中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター
すてっぷ中央
〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 1階
☎03-3206-0567 FAX:03-3523-6386
Eメール:step@shakyo-chuo-city.jp

